

社団法人 立川青色申告会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人立川青色申告会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、主たる事務所を東京都立川市に置く。
2 本会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、全青色申告者に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、事業経営の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 一 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- 二 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- 三 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
- 四 振替納税制度の普及と指導
- 五 機関誌の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- 六 友誼団体との連携及び協調
- 七 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- 一 正会員 立川税務署の管轄区域内に住所又は事業所を有する個人の青色申告者で、本会の目的及び事業に賛同して入会したもの
- 二 準会員 正会員以外の個人、法人及びその他の団体で、本会の目的及び事業を賛助するために入会したもの

(資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、所定の申込手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- 一 退会したとき
- 二 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けたとき
- 三 死亡又は解散したとき
- 四 除名されたとき

(退会)

第9条 本会を退会しようとするものは、所定の退会手続により任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の決議により、その会員を除名することができる。

- 一 会員としての義務の履行を怠ったとき
- 二 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総

会で弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第11条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

第4章 役員

(役員の種類)

第12条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 35名以上40名以内
うち 会長 1名
副会長 6名以内

二 監事 2名又は3名

なお、必要と認める場合は、理事のうちより専務理事を1名置くことができる。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において、正会員のうちからこれを選任する。ただし、会長の推薦により、正会員以外のもの(法人又はその他の団体である場合は、その代表者又は役員)で、本会の目的及事業に賛同する者のうちから、総会において選任することができる。

- 2 会長は、選挙及び理事の互選により、これを選任する。
- 3 副会長及び専務理事は、会長の推薦により選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 3 専務理事は、本会の日常会務を処理し、事務局を監督する。
- 4 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。
- 5 監事は、民法第59条(監事の職務)の職務を行う。

(役員の任期)

第 15 条 役員の任期は、就任後第 2 回目の通常総会が終了したときに終わる。ただし、再任を妨げない。

2 増員又は補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第 16 条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第 10 条 (除名) 第 1 項各号の一に類する事実があったときは、総会において、正会員総数の 3 分の 2 以上の決議により、その役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その役員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第 17 条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、専務理事には、理事会の決議を経て報酬を支払うことができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 5 章 顧問、相談役及び委員会等

(顧問及び相談役)

第 18 条 本会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(委員会)

第 19 条 本会は、第 4 条 (事業) に定める事業を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、理事会の推

薦により、会員（会員が法人その他の団体である場合は、その代表者又は役員）のうちから、会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

（支 部）

第20条 本会は、第4条（事業）に定める事業の円滑な運営を図るため、必要な地に支部を置く。

2 支部長は、支部の推薦により、会員（会員が法人その他の団体である場合は、その代表者又は役員）のうちから、会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

（部 会）

第21条 本会は、第4条（事業）に定める事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会長は、部会の推薦により、会員（会員が法人その他の団体である場合は、その代表者又は役員）のうちから、会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

（規則の制定）

第22条 委員会、支部、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第6章 事 務 局

（事務局）

第23条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、理事会の承認を経て、会長がこれを任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

（帳簿及び書類等の備付け）

第24条 主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えておかなければならない。

- 一 定款
- 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- 三 理事、監事、顧問、相談役並びに職員の名簿及び履歴書
- 四 許認可等及び登記に関する書類
- 五 会議の議事録
- 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 七 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- 八 その他必要な帳簿及び書類等

第7章 会 議

(会議の種類)

第25条 会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

第26条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

第27条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は正会員総数の5分の1以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

3 総会は、開催の日から少なくとも7日前に、会議の目的たる事項、開催日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(正会員の表決権)

第28条 正会員は、各1個の表決権を有する。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第29条 総会は、全正会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第 30 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 事業報告及び事業計画
- 二 収入支出予算及び決算
- 三 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- 四 その他会長が必要と認めて付議した事項

(総会の議事録)

第 31 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- 一 総会の開催日時及び場所
- 二 正会員の現在数
- 三 総会に出席した正会員の数
- 四 決議事項
- 五 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- 六 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、その会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名捺印する。

(理事会)

第 32 条 理事会は、理事の全員をもって組織する。

2 監事、顧問及び相談役は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の開催及び招集)

第 33 条 理事会は、会長が必要と認めるときこれを開催する。

2 理事会の招集については、第 27 条 (総会の開催及び招集) 第 3 項の規定を準用する。この場合、この規定中「総会」とあるのは、「理

事会」と読み替えるものとする。

(理事会の議事)

第 34 条 理事会は、全理事の過半数が出席しなければ成立しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 35 条 理事会に出席できない理事には、第 28 条 (正会員の表決権) 第 2 項の規定を準用する。この場合、この規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

(理事会の付議事項)

第 36 条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 総会に提出すべき議案
- 二 総会において、理事会に委任された事項
- 三 その他会務の運営に関して会長が必要と認めた事項

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事録については、第 31 条 (総会の議事録) の規定を準用する。この場合、この規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

(会議の議長)

第 38 条 すべて会議の議長は、会長をもってこれに充てる。ただし、その会議において出席理事の中から会長の指名によりこれに充てることができる。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 設立当初寄附された財産目録記載の財産
- 二 会費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第41条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第42条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会において、正会員総数の3分の2以上の決議を経、かつ、東京国税局長の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費)

第43条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会の決議を経て、これを東京国税局長に提出しなければならない。

2 事業年度の途中において、事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(暫定予算)

第 45 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。【一部変更】

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

3 やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込時期を、遅滞なく、東京国税局長へ報告するものとする。【追加】

(事業報告及び収支決算)

第 46 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後 3 か月以内に会長が作成し、あらかじめ監事の監査を経、かつ、総会の決議を経て、これを東京国税局長に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第 47 条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の決議を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 48 条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、総会において、正会員総数の 3 分の 2 以上の決議を経、かつ、東京国税局長に届け出なければならない。

(事業年度)

第 49 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を得なけ

ればならない。

(解 散)

第 51 条 本会を解散しようとするときは、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を得なければならぬ。

(残余財産の処分)

第 52 条 本会が解散した場合の残余財産は、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 53 条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この規定は、東京国税局長の設立許可があった日(平成 15 年 4 月 10 日)から施行する。
- 2 従来、立川青色申告会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 44 条(事業計画及び収支予算)第 1 項の規定にかかわらず、創立総会において定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第 49 条(事業年度)の規定にかかわらず、東京国税局長の設立許可があった日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 5 本会の設立当初の役員の任期は、第 15 条(役員の任期)第 1 項の規定にかかわらず、設立後最初の通常総会の日までとする。
- 6 本会の設立当初の役員は、第 13 条(役員の選任)第 1 項から第 3

項までの規定にかかわらず、別紙「社団法人立川青色申告会役員名簿」
のとおりとする。

7 この定款の一部変更（追加）は（第 45 条）は、東京国税局長の認
可があった日（平成 16 年 10 月 1 日）から施行する。